

寒川町国民健康保険条例の一部を改正する条例附則に規定する期日を定める規則をここに公布する。

令和2年6月2日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町規則第18号

寒川町国民健康保険条例の一部を改正する条例附則に規定する期日を定める規則

寒川町国民健康保険条例の一部を改正する条例(令和2年寒川町条例第9号)附則に規定する規則で定める日は、令和2年9月30日とする。